

鳥取市青谷町地域生活交通協議会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、鳥取市青谷町地域の今後の生活交通のあり方について必要な検討を行う鳥取市青谷町地域生活交通協議会（以下「協議会」という。）の設置に関し、必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 協議会は前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる項目について協議・検討するものとする。

- (1) 鳥取市青谷町地域の生活交通の整備に関すること
- (2) 鳥取市青谷町地域の生活交通の利用促進に関すること
- (3) その他鳥取市青谷町地域の生活交通の円滑な運営に関して必要な事項

2 協議会は、生活交通の整備方針・内容及び運営等について必要な提案を行うとともに、事業主体及び関係者相互の連携、並びに事業の円滑な推進を図る。

(組織)

第3条 協議会の委員は15人以内で組織し、別表に掲げる者で構成する。

- 2 協議会に委員長及び副委員長各1名を置く。
- 3 委員長及び副委員長は、委員のうちから互選する。
- 4 協議会は、必要と認められるときは委員以外の者の意見を求めることができる。

(会議)

第4条 協議会は委員長が招集する。

- 2 委員長は協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。
- 4 委員に事故等があるときは、所属する団体のなかから代理出席させることができる。
- 5 議事は、委員長を含む出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任は妨げないものとする。

(事務局)

第6条 協議会の事務局を鳥取市青谷町総合支所産業建設課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年7月21日から施行する。